

別表 1

地域材を利用できる主な施設等

建築物の用途	建築物の規模（1棟当たりの延べ面積）				木材の使用条件
	1,000㎡以下	1,000㎡超 ～2,000㎡以下	2,000㎡超 ～3,000㎡以下	3,000㎡超	
学校	2階建て以下のものは、木造とする。	2階建て以下のものは、必要な防火措置を行い木造とする。 ※①	2階建て以下のものは、必要な防火措置を行い木造（準耐火建築物）とする。 ※①②		地域材の耐火性等に関する技術開発の推進や木造化に係るコスト面の課題の解決状況等を踏まえ、木造化が可能と判断されるものについては、木造化を図るよう務める。 次の全ての条件を満たすこと。ただし特殊な用途に用いるもの等でこの条件では入手が困難な場合を除く。①合法性、持続可能性が証明された木材②北海道内で生産し加工されたことが証明された木材③JAS製材
保健福祉施設 （保健福祉センター等）	法令の範囲内で可能なものは木造とする。				
医療施設 （病院、診療所等）	入院施設あり	2階建て以下のものは、木造（2階部分が300㎡以上のものは準耐火建築物）とする。※②	2階建て以下のものは、必要な防火措置を行い木造（2階部分が300㎡以上のものは準耐火建築物）とする。※①②		
	入院施設なし	2階建て以下のものは、木造とする。	2階建て以下のものは、必要な防火措置を行い木造とする。※①		
運動施設 （体育館等）	平屋建てのものは、木造とする。	平屋建てのものは、必要な防火措置を行い木造とする。※①	平屋建てのものは、必要な防火措置を行い木造（準耐火建築物）とする。※①②		
社会教育施設 （図書館等）	2階建て以下のものは、木造とする。	2階建て以下のものは、必要な防火措置を行い木造とする。 ※①	2階建て以下のものは、必要な防火措置を行い木造（準耐火建築物）とする。 ※①②		
集会場	2階建て以下で客席が200㎡未満のものは、木造とする。	2階建て以下で客席が200㎡未満のものは、必要な防火措置を行い木造とする。※①			
町営住宅 職員住宅	2階建て以下のものは、木造（2階部分が300㎡以上のものは準耐火建築物）とする。※②	2階建て以下のものは、必要な防火措置を行い木造（2階部分が300㎡以上のものは準耐火建築物）とする。※①②			
庁舎 研修所	2階建て以下のものは、木造とする。	2階建て以下のものは、必要な防火措置を行い木造とする。※①			
宿泊施設 （研修宿泊所等）	2階建て以下のものは、木造（2階部分が300㎡以上のものは準耐火建築物）とする。※②	2階建て以下のものは、必要な防火措置を行い木造（2階部分が300㎡以上のものは準耐火建築物）とする。※①②			
倉庫	2階建て以下のものは、木造（1,500㎡以上のものは準耐火建築物）とする。※①②				

(1) 本票の適用に当たっては、建設コスト及び維持管理コストをはじめ、利用者のニーズや地域材の利用による付加価値等を十分考慮し、これらを総合的に判断し適用する。

※① 延べ面積が1,000㎡を超える大規模木造建築物等は、外壁及び軒裏の延焼のおそれのある部分を防火構造とし、屋根は不燃化等の措置を要する。

※② 準耐火建築物は、主要構造部を準耐火構造又はそれと同等の性能を有するものとし、外壁の開口部で延焼のおそれのある部分に防火設備の設置を要する。